

2025年5月7日

横須賀市長 上地克明 殿

在日米海軍司令官 殿

米海軍横須賀基地司令官 殿

南関東防衛局長 殿

横浜地方検察庁横須賀支部長 殿

横須賀警察署長 殿

米兵による交通事故の多発に対して、被害者遺族が求める再発防止対策

小川町死亡事故被害者遺族及び弁護団

弁護士 呉 東 正 彦

同 中 村 晋 輔

今回の死亡事故の刑事裁判によって明らかになった事実及び4月27日に市内で本件と同様の態様の米軍関係者の右折車両によるバイクとの死亡事故の発生に鑑みて、米軍関係者の乱暴な運転による悲惨な被害が二度と繰り返されないよう、以下の再発防止対策を至急実施されるよう強く求めます。

- 1、米兵による乱暴な運転が多発しており、被害事例が他の米兵に伝達されていない。
飲酒事件で米海軍による一定期間の外出禁止や飲酒禁止が効果を挙げているのと同様に、米海軍は米軍関係者に対して自動車を運転しない反省の日を実施すべきである。
- 2、在日米軍個人操縦許可書の取得は、日本の交通ルールについての講義を受け、筆記テストに合格すれば、1日で許可を取得できるとのことである。
日本人のような実技の講習やテストがないので、日本の狭い、混雑した、左側通行の交通環境につき、アメリカの交通感覚で慣れずに運転をするので、危険な運転が多

くなるものと考えられる。

米海軍は在日米軍個人操縦許可書の取得に際して、特に日本とアメリカとの交通事情の違いを強調したに実技の講習やテストを義務付けるべきである。

- 3、過去の多数の米軍関係者の事故事例は、警察、検察、憲兵隊で把握してあるはずであり、今回の右折時の直進バイクとの衝突事故等、日本の交通事情の中でのアメリカとの交通事情と異なる米軍関係者が特に注意すべき点を抽出できるはずである。

これについて本件事故のドライブレコーダー等も含め、日米間で情報を共有して、日本の警察が免許更新の時に見せるような危険周知ビデオを作成し、米軍関係の全運転者に、許可書の取得後も、年1回程度視聴する講習を義務付け、その講習状況を、日米双方で共有すべきである。

- 4、被告人は、死亡事故発生後も、在日米軍個人操縦許可書を停止、取消されることなく、交際相手の女性の車を週に4回くらい運転しているとのことであるが、これは日本の法感覚では考えられず、許しがたいことである。

米海軍に、死亡、重傷事故を起こした事故につき、在日米軍個人操縦許可書を停止取消される件が何件あるのか、事故後運転を制限されることがないのかを明らかにさせ、在日米軍個人操縦許可書を停止取消させる運用とするよう求めるべきである。

- 5、米軍関係者の車両は往々にしてドライブレコーダーを搭載していないため、目撃者や後続車両のドライブレコーダーに頼る捜査となり、それを探す為捜査が長期化しがちである。米軍関係者の車両にはドライブレコーダー搭載を義務付けるべきである。

- 6、横須賀市内での死亡、重傷事故で、明らかに警察が先に現場に到着して現行犯逮捕できる事案でも、米海軍憲兵隊が身柄を連行してしまう事案が相次いでいる。

また、過失運転致死、致傷事案でも、日本人の事案と比べて米軍関係者は圧倒的に

起訴率が低く大部分が不起訴となっている。これでは、全く重大事件が起こっても、米軍関係者にとっての日本の刑事手続による抑止的效果が望めない。

米海軍基地外において横須賀米軍関係者による死亡、重傷交通事故が発生した場合 1997年の日米合意に基づいてきちんと速やかに日本側に通報するとともに、公務外で現行犯逮捕ができる場合には現行犯逮捕するよう、また日本人及び他の外国人と同じ基準で、きちんと公判請求ないし略式請求をするよう、関係各機関及び米側機関に求めるべきである。

7、在日米海軍司令部法務部長の報告書によると、米国の方針として、執行猶予付有罪判決が確定した場合には、被告人を受入国から米国本土へ移送することを迅速に検討するとのことである。そして被告人の場合、人身被害につき、3000万円までしか入っていないことが明らかとなった。これでは死亡事故の場合に任意保険ではカバーできず、被告人が帰国してしまえば、被告人からの損害回収の可能性が乏しくなり、相当の手間と時間をかけての日米地位協定18条6項の見舞金制度と、SACO合意による見舞金制度に頼らざるをえなくなってしまう。

米軍に対して、損害賠償事件が解決するまでは、米国本土へ移送させないよう、方針を改めるよう求めるとともに、米軍関係者に任意保険に加入する際、賠償限度額を人身、物損ともに無制限とするよう徹底を求めるべきである。